

町長	副町長	計画者	課長	委議員	部長	主査	監査	主査	係長
御船町長	木村	雷野				芥川		島田	
处理期限	月	日	分類	A	6	/	保存	10	

20九企第87号

平成20年12月18日

御船町長殿

九州農政局长



平成20年度地域バイオマス利活用交付金の交付決定の通知について  
(平成19年度繰越予算)

平成20年12月15日付け御企第725号もって申請のあった平成20年度地域バイオマス利活用交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

記

1 交付金交付の対象となる事業(以下、「事業」という。)は、平成20年12月15日付け御企第725号で申請(以下「申請書」という。)のあった地域バイオマス利活用交付金事業とし、その内容は申請書の事業の内容欄記載のとおりとする。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合における事業に要する経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

バイオマス利用対策整備交付金

地域バイオマス利活用整備交付金

事業に要する経費	金 520,857,000 円
交付金の額	金 520,857,000 円

3 事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する交付金の額の区分は、申請書の経費配分及び事業計画の概要のとおりとする。

4 交付金の確定額は、次の各号により算出した額の合計額とする。

(1) 事業にあっては、事業に要した配分経費ごとの実支出額にバイオマス利用対策交付金等交付要綱(平成20年4月1日付け 19農振第2036号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)別表に定められている交付率を乗じて得た額と配分経費に対応する交付金の額(変更された場合は変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

(2) 地域バイオマス利活用交付金実施要綱(平成19年3月30日付け 18環第275号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別表の事業実施主体等欄に掲げる事業主体のうち県以外の事業実施主体(以下「市町村等」という。)の事業にあっては、事業に要した配分経費ごとの実支出額と、これに対応する事業に要した実支出額に交付要綱別表に定められている交付率を乗じて得た額と、配分経費に対応する交付金の額(変更された場合は変更された額とする。)との最も低い額の合計額とする。

21.1.13

企第762号

5 県及び実施要綱第4の(4)、(5)、(7)又は(8)の規定により県を経由せず直接実施等の手続きを行った市町村（以下「県等」という。）は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令18号）、交付要綱、実施要綱及び地域バイオマス利活用交付金実施要領（平成19年3月30付け18環第276号大臣官房環境政策課長、生産局長及び農村振興局長連名通知。以下「実施要領」という。）に従わなければならない。

6 県等は、概算払により市町村等の事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく市町村等に交付しなければならない。

7 県等は、市町村等が事業により取得し又は効用の増加した財産について、その実態を十分に把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるように指導しなければならない。

8 交付金交付の条件は前記7までに定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 県等は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業実施主体について、次の条件に従わなければならぬ。

ア 県等は、実績報告（適正化法第14条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、上記の事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

イ 県等は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により上記の事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式1号により速やかに九州農政局長に報告するとともに、九州農政局長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(2) 県等は、本事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

なお、交付要綱第13に定める財産及び適正化法施行令第13条に定める財産その他の財産については、農林水産大臣が別に定める期間内において九州農政局長の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を国に納付させることがある。

(3) 県等は、交付金の交付に際しては、市町村等に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア この交付金に係る法令、要綱、要領に従うべきこと。

イ アの条件又は県等の附した条件に違反した場合には交付金の全部又は一部を返還されることがあること。

ウ 市町村等は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業実施主体について、次の条件に従わなければならないこと。

(ア) 市町村等は、交付金事業の実績報告を行うに当たって、上記の事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(イ) 市町村等は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により上記の事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合



には、その金額（実績報告において前記（ア）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式2号により速やかに県等に報告するとともに、県等の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

エ この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、市町村等の事業終了の翌年度から起算して5カ年間整備保管しなければならないこと。

ただし、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、様式3号の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならないこと。

オ 市町村等は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。

カ 前号の財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、県等の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、交付金事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつその内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、県等の承認を受けたものとすること。

キ 市町村等が前号により県等の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県等に納付せることがあること。

（4）県等は、前記（3）のカにより承認をしようとする場合は、あらかじめ九州農政局長の承認を受けてから承認を与えるなければならない。

なお、前記（3）のカただし書きの場合においては、九州農政局長の承認を受けたものとする。

（5）県等は、前記（3）のイの（イ）及びキにより市町村等からその収入の一部に相当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を国に納付しなければならない。

（6）県等は、市町村等の交付金事業について、市町村等から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。